

議案第 8 号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野
田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2
第5項の規定に基づき、非常勤の職員（以下「特別職の職員」という。）の
報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものと
する。

別表第1教育委員会の委員の項中「75,000円」を「60,000円」
に改め、同表法律顧問弁護士の項中「140,000円」を「110,000
円」に改め、同表の備考の3を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

予算編成に当たり事務事業の見直しを実施したことに伴い、他市との均衡を図るため、教育委員会の委員の報酬を引き下げ、及び限られた予算の中で市民サービスの向上を図るため、休日市民法律相談事業を実施することに伴い、現在の法律顧問弁護士との協議により法律顧問弁護士の報酬を引き下げようとするものである。

参考資料

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和63年野田市条例第3号)

改 正 案	現 行																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、非常勤の職員(以下「特別職の職員」という。)</u>の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1(第2条第1項)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td>月額 <u>60,000 円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>法律顧問弁護士</td> <td>月額 <u>110,000 円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1・2 (略) (削る。)</p>	区分	報酬額	教育委員会の委員	月額 <u>60,000 円</u>	(略)		法律顧問弁護士	月額 <u>110,000 円</u>	(略)		<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第1項の規定による非常勤の職員(消防団員を除く。以下「特別職の職員」という。)</u>の報酬、同条第3項及びその他の法令の規定に基づき費用弁償の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。</p> <p>別表第1(第2条第1項)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td>月額 <u>75,000 円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>法律顧問弁護士</td> <td>月額 <u>140,000 円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1・2 (略) 3 「<u>年未年始等</u>」とは、次に掲げる日の勤務をいう。 (1) <u>12月29日から翌年の1月3日まで</u>の日 (2) <u>8月15日</u></p>	区分	報酬額	教育委員会の委員	月額 <u>75,000 円</u>	(略)		法律顧問弁護士	月額 <u>140,000 円</u>	(略)	
区分	報酬額																				
教育委員会の委員	月額 <u>60,000 円</u>																				
(略)																					
法律顧問弁護士	月額 <u>110,000 円</u>																				
(略)																					
区分	報酬額																				
教育委員会の委員	月額 <u>75,000 円</u>																				
(略)																					
法律顧問弁護士	月額 <u>140,000 円</u>																				
(略)																					